

特集 「日本は法治国家」か？

—辺野古・高江から地方自治と国家を問う

前田定孝

2016年12月20日、最高裁第二小法廷は、国が翁長知事を相手取って提起していた地方自治法上の不作為の違法確認訴訟を認容する判決を出した。辺野古新基地建設に際して翁長雄志知事によってなされた公有水面埋立承認取消処分取消しに対して、国土交通大臣が知事に是正の指示をしたものの、知事が従わなかったとして、国が提起した訴訟である。国による地方自治権侵害については判断を回避しつつ、原審・福岡高裁那覇支部判決を踏襲し、沖縄県の訴えを全面否定したのである。

例えば2016年の沖縄における一連のできごとは、戦後日本の地方自治や法治主義をめぐり、さらに基本的人権および将来にわたって保全すべき自然環境をめぐり、歴史上まれに見る大きな問題が提起するものであった。それは、戦後70年以上にわたって、われわれの先人とわれわれ自身がつくりあげてきた、〈国家と国民との関係性のあり方〉そのものを否定するものでもある。

佐藤学「日米軍事同盟体制と沖縄の役割」は、アメリカの世界戦略に照らして、沖縄の海兵隊が何のために存在しているのか、その主力輸送機となるオスプレイとはいかなる飛行機なのか、日本政府がお守りのように取り扱う辺野古新基地やオスプレイは、日本国民にとって何を意味するのかを検証する。

徳田博人「辺野古裁判の検証と今後の展望と課題」は、辺野古新基地建設をめぐる不作為の違法確認訴訟の高裁および最高裁判決を検証するなかで、「国が自ら地方自治制度を

使って、地方自治や法治主義を破壊する訴訟」とその性格を規定しつつ、今後予想される翁長知事による公有水面埋立承認撤回等の理由づけについて展望する。

続いて亀山統一「沖縄島の自然環境保全の課題」は、国立公園に指定されたやんばる地域の自然環境としての意義およびそこに設置された米軍基地の否定的影響を述べたうえで、陸域、マングローブ、浅海域が一体となった生態系を守ることの意義を述べる。

宮城秋乃「やんばるの動物と生物多様性」は、東村高江等で強行された米軍ヘリパッド建設や飛行訓練がやんばるの希少生物たちの生命や住処を奪っていることを、写真を交えながら告発する。

亀山・宮城の両論文は、「法」の前提である人と自然との関係から問いつつものである。

前田定孝「高江—暴走する国家権力」は、7月22日以降高江地域において強行されたヘリパッド工事のなかで、沖縄防衛局や警察によって行われた、反対住民等に対するテントの強制撤去や検問、情報収集活動について、あらためて「法治主義」の視点から検証する。

このような検討を通じて、本特集では、日米軍事同盟体制のもとで、とくに沖縄周辺で進展するアメリカ軍の再編のなかで、辺野古・高江において民意を無視して強行された米軍基地・訓練施設建設等の実態を検証する。そのことを通じて、本来国家というものや国民との関係性はいかにあるべきかを考える。

(まえだ・さだたか：三重大学，行政法)